

委託業務契約条項

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書に定めるほか、この契約書に付属する仕様書に定めるところの業務（以下「委託業務」という。）を契約期間これを請負い誠実に履行する。甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第2条 乙に支払われる代金は、契約金額とする。ただし、特約条項を付して支払金額を確定することを約定する場合は、当該特約条項の定めるところに従い確定するものとする。

(契約期間)

第3条 委託業務の契約期間は、仕様書の定めるところによる。

(契約の内容)

第4条 委託業務の対象となる業務の範囲及び内容は、仕様書の定めるところによる。

(再委託)

第5条 乙は、委託業務の履行にあたり、業務を第三者に再委託することはできない。

(債務の引受け等の承認)

第6条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

(1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引受けさせる場合

(2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

2 甲は、前項に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人の届出)

第7条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ書面により甲に届け出なければならない。

(下請負)

第8条 乙は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により、乙の義務とされている事項について、その責めを免れない。

2 甲は、下請負を承認した場合においても、その下請負者がこの契約の目的達成上著しく不適當であると認めるときは、乙に対しその変更を求めることができる。この場合、乙は、甲の指示に従わなければならない。

(仕様書の疑義)

第9条 乙は、仕様書に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

2 乙は、前項の説明に従ったことを理由とし、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りではない。

(業務実施計画書の提出)

第10条 乙は、仕様書に定めのある場合には、契約締結後速やかに業務実施計画書を作成し、甲の承認を受けなければならない。

2 乙は、仕様書及び甲の承認を得た業務実施計画書に基づき、計画的に業務を実施するものとする。

3 甲は、業務実施計画書が不適當であると認められた場合は、その変更を求めることができる。この場合、乙は甲の指示に従わなければならない。

4 乙は、承認された業務実施計画書を変更しようとする場合は、第1項及び前項の規定を準用するものとする。

(現場責任者の選任)

第11条 乙は、この委託業務の履行に関し、業務実施場所において、現場責任者を選任し、次の業務に当たらせるものとする。

- (1) 委託業務従事者の労務管理及び作業上の指揮命令
- (2) 委託業務の履行に係る指揮監督
- (3) 委託業務に関する監督官等との業務連絡及び調整
- (4) 業務実施計画書及び同変更計画書の調整、提出
- (5) 委託業務従事者の規律秩序の保持並びに秘密保全に関する事項
- (6) 委託業務の処理状況等を記録した業務日誌、報告書等の作成及び保管に関する事項
- (7) 委託業務従事者の欠員の補充

(業務従事者の届出)

第12条 乙は、この契約に基づき委託業務を行うため甲の指定する場所に従業員を勤務させなければならない。

2 乙は、契約締結後、速やかにこの契約の履行に必要な現場責任者及び業務従事者を選任し、業務従事者届(別紙様式第1)を甲に提出しなければならない。

3 甲は、甲の都合により乙の届け出た現場責任者及び業務従事者の変更について、乙に要求することができる。

4 乙は、前項の場合、直ちに現場責任者及び業務従事者の再選任について所要の処置をとらなければならない。

(官の支援)

第13条 乙は、この契約の履行に際し、必要な事項について甲の支援を受けることができる。

なお、支援の範囲は、仕様書に定めるところによるものとする。

(労働法上の責任)

第14条 乙は、乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法その他従業員に対する法令上の責任をすべて負い、責任をもって労務管理し、甲に対し一切の責任及び迷惑等を及ばさないものとする。

(職員の派遣)

第15条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、甲の指名した職員を乙の関係場所に派遣するものとする。

2 甲は、職員を派遣する場合は、その権限及び業務の範囲を乙に明示しなければならない。

3 職員は、職務の遂行にあたり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

4 乙は、職員の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

第2章 契約の履行

第1節 貸付品及び引渡し品

(貸付品及び引渡し品)

第16条 仕様書に定めのある場合には、乙がこの契約に定める委託業務を実施するために貸付又は引渡しを受ける材料、器材、機器及び資料等(以下「貸付品等」という。)の品目、数量等の貸付又は引渡しにかかわる事項については、当該部隊等の物品管理職員と協議して定めるものとする。

(貸付品等の管理)

第17条 乙は、前条に定める貸付品等の貸付又は引渡しを受ける場合は、これに立会い、品目、数量等について、異状（品質又は規格が使用又は利用に不適当な場合を含む。以下同じ。）の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに物品管理職員に申し出てその確認を受けるものとする。後日異状及び数量等の過不足を発見した場合もまた同様とする。

2 乙は、貸付品等をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。ただし、物品管理職員を経由して甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

3 乙は、貸付品等を善良な管理者の注意をもって使用又は利用しなければならない。

第2節 役務時間及び業務の管理

（役務時間の通知）

第18条 乙は、この契約に定める委託業務を実施するため、業務従事者が役務作業を実施したときは、当該役務時間について役務時間確認書（別紙様式第2）を2部作成し、監督官を経由して甲に通知するものとする。ただし、仕様書で役務時間が定められていない場合は、この限りではない。

（業務の管理）

第19条 乙は、仕様書及び業務実施計画書に基づく、業務の処理状況等について業務日誌、報告書等に記録し保管するものとし、必要に応じて甲から要求があった場合、速やかに業務の処理状況等を報告又は提出するものとする。

第3節 監督及び完成検査

（監督）

第20条 甲の指名した監督官は、乙の行う委託業務について、契約書、仕様書、業務実施計画書及び甲の定める監督実施要領に基づき、甲が必要と認めた場合又は乙の申請があった場合において立会い、指示、審査、確認その他の方法により必要な監督を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合においては、第10条第2項の規定を準用する。

（完成検査）

第21条 乙は、乙が行った委託業務に関し、甲の完成検査を受けなければならない。

2 完成検査は、甲の指名した検査官により、契約書、仕様書及び甲の定めた完成検査実施要領に基づいて行われるものとする。

3 完成検査においては、乙が行った委託業務に関し契約書及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。

4 完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

5 乙は、完成検査に立ち会わなければならない。

第4節 委託業務完了の確認

（委託業務完了の確認）

第22条 委託業務の一部又は全部が完了し、前条に定める完成検査に合格したときをもって、当該委託業務の一部又は全部が完了したものとする。

第5節 代金の支払

（代金の請求及び支払）

第23条 乙は、契約期間が終了した場合は、代金を甲の指定する者に請求することができる。

2 乙は、代金を請求する場合は、甲の指定する適法な支払請求書をもってするものとする。

3 甲は、前項に定める支払請求書を受領した日から30日以内の日に乙に当該代金を支払うものとする。

(支払の特例)

第24条 甲は、特約条項の定めるところにより部分払を行う。

(支払遅延利息)

第25条 甲は、約定期間(第23条第3項の期間をいう。以下同じ。)内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未払金額に対し、年※、※パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(契約保証金による充当)

第26条 甲は、第37条第1項により違約金を徴収し、又は同条第2項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

2 乙が、契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は、相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払いがなかったときは、甲は、これを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

(相殺)

第27条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合は、乙に支払うべき代金と相殺することができる。

第3章 契約の効力等

(委託業務履行不能の通知)

第28条 乙は、理由のいかんを問わず契約履行期間内に委託業務を履行することができなくなった場合は、あるいは第30条の規定により甲の負担となるべきものが発生した場合には、直ちにこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第29条 甲乙双方の責めに帰することのできない理由により、委託業務を行うことができなくなった場合は、乙は、当該委託業務の履行の義務を免れるものとし、甲は、その代金(既履行部分を除く。)の支払い義務を免れるものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、委託業務を行うことができなくなった場合は、乙は、当該委託業務の履行の義務を免れるものとし、甲は、乙に代金(委託業務の履行の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。)を支払うものとする。

3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払い義務を免れるものとする。

(損害負担)

第30条 委託業務の履行中不測事態が発生した場合において、委託業務を継続すべきときは、その損害は次項から第4項までの規定に従って負担されるものとする。

2 前項の不測事態が甲乙双方の責めに帰することができない理由により、委託業務を行うことができなくなった場合は、甲の負担とする。

3 第1項の不測事態が甲の責めに帰すべき理由により、委託業務を行うことができなくなった場合は、その損害は甲の負担とする。

4 第1項の委託業務が乙の責めに帰すべき理由により、委託業務を行うことができなくなった場合は、

その損害は、乙の負担とする。

- 5 第2項及び第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。

(貸付品等の滅失又は損傷等)

第31条 乙は、貸付品等を使用又は利用中滅失し、又は損傷した場合は、速やかにその旨を文書をもって届け出なければならない。

- 2 前項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、乙は、甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補あるいは補填し、又はその損害を賠償しなければならない。

- 3 前項に規定する場合を除き、貸付品等の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担とする。

第4章 契約の変更等及び解除

第1節 契約の変更等

(契約の変更)

第32条 甲は、契約期間内において必要がある場合は、契約期間及び仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

- 2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

(事情の変更)

第33条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約の定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(委託業務の一時中止)

第34条 甲は、契約期間が満了するまでの間において、その委託業務を一時中止させることができる。

- 2 甲は、委託業務を一時中止させた場合において乙に損害が生じたときは、乙はその損害につき甲に賠償を請求することができる。

- 3 前項に規定する損害賠償の請求は、委託業務の再開の日から、30日以内に文書により行わなければならない。

第2節 契約の解除

(甲の解除権)

第35条 甲は、次の各号に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により委託業務を履行しなかった場合
 - (2) 乙の責めに帰すべき理由により委託業務の履行ができなくなった場合
 - (3) 乙が契約上の義務に違反したことによって、この契約の目的を達することができなくなった場合
- 2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第36条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第37条 甲は、第35条第1項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、代金(一

部解除の場合は、解除部分に相当する代金)の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害分につき賠償を請求することを妨げない。

3 甲は、乙が甲の指定する期限までに第1項に規定する違約金を納付しない場合は、当該違約金に対し期限の翌日から納付のあった日までの日数につき、年※、※パーセントの利息を付して徴収するものとする。

(損害賠償)

第38条 甲は、第35条第2項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が委託業務を実施しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りではない。

2 第36条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することは妨げない。

3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

第5章 契約履行期限の猶予及び履行遅滞

(契約履行期限の猶予)

第39条 乙は、理由を添えて契約履行期限の猶予を申請することができる。

2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで契約履行期限を猶予することができる。

3 乙は、契約履行期限を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第40条 乙は、前条第2項の規定により契約履行期限が猶予された場合においては、延納日数に応じ延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

2 前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって契約履行が遅れた日数、その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払を求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

(1) 契約履行期限以前にされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を完了したときは、従前の契約履行期限の翌日から完了した日までの日数

(2) 契約履行期限以前にされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を完了しなかったときは、従前の契約履行期限の翌日から猶予された日までの日数

(3) 契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を完了したときは、申請した日の翌日から完了した日までの日数

(4) 契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

3 前項の規定の適用においては、完了は第22条の確認があった時にされたものとみなす。

4 乙は、甲が相当の期間において指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年※、※パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第41条 乙は、役務の完了が契約履行期限に遅れた場合には、遅滞日数に応じ遅滞分に相当する代金に対

- し、1日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。
- 2 前項の規定において「遅滞日数」とは、契約履行期限の翌日から遅滞分を完了した日（契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。
 - 3 前条第3項の規定は、前項の場合に準用し、前条第4項の規定は、第1項の場合に準用する。

第6章 秘密の保全

(秘密の保全)

第42条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

- 2 乙は、特約条項を付して秘密の保全を約定した場合は、当該特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

第7章 雑則

(調査)

第43条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

- 2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。
- 3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。

(その他)

第44条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

- 2 特約条項によりこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。
- 3 仕様書にこの契約条項と異なる定めのある場合は、契約条項の定めるところによる。
- 4 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。
- 5 この契約において、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(裁判管轄)

第45条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

年 月 日

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊航空中央業務隊司令
殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

業務従事者届
契約番号第 号（ 年 月 日）に基づく現場責任者及び業務従事者を、次のとおり届出
いたします。

NO	氏 名	年 齢	所属部課名	勤務年数、業務内容等	備 考

上記届けを受領した。

年 月 日

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊航空中央業務隊司令

年 月 日

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊航空中央業務隊司令
殿

(監督官経由)

会社名
代表者名

役 務 時 間 確 認 書

契約番号第 号 (年 月 日) に基づく役務時間を、次のとおり通知いたします。

契約相手方名			調達要求番号																																		
契約件名			契約番号												契約年月日																						
作業実施 年 月		作業実施日及び役務時間																																			
作業者	所属会社名	所属部門	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計			
作業時間計																																					
作業実施責任者		認印																																			

上記を確認した。
年 月 日
監督官 所属
階級・氏名